

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年 5 月25日
【会社名】	シャープ株式会社
【英訳名】	Sharp Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 戴 正 呉
【本店の所在の場所】	堺市堺区匠町 1 番地
【電話番号】	(072)282 - 1221(代表)
【事務連絡者氏名】	管理統轄本部 管理本部 経理部長 村 瀬 裕 之
【最寄りの連絡場所】	堺市堺区匠町 1 番地
【電話番号】	(072)282 - 1221(代表)
【事務連絡者氏名】	管理統轄本部 管理本部 経理部長 村 瀬 裕 之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、LG Display Co., Ltd(以下、LGD社という。)より、シンガポール国際仲裁センター(以下、SIACという。)における仲裁の申立を受け、仲裁手続を継続しておりましたが、今回、SIACより仲裁判断を受領しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該仲裁の申立があった年月日

2019年12月6日

(2) 当該仲裁の申立をした者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 LG Display Co., Ltd

所在地 128, Yeoui-dearo Yeongdeungpo-gu Seoul 07336 Republic of Korea

代表者の氏名 Hoyoung Jeong

(3) 当該仲裁の内容及び損害賠償請求金額

当社がLGD社との間で2013年12月19日に締結した特許ライセンス契約(以下、本契約という。)に関し、LGD社は、当社に本契約違反等があったとして、840,000千USDの損害賠償を請求する仲裁の申立を行いました。

(4) 仲裁判断があった年月日

2022年5月16日(当社本社受領日2022年5月23日)

(5) 当該仲裁判断の内容及び損害賠償支払金額

当社がLGD社に対して、損害賠償額等として95,190千USD(11,747百万円。2022年3月31日現在、1USD = 123.41円)をLGD社に支払うことを内容といたします。

以上